

工事の最低制限価格（変動型最低制限価格制度における最低制限価格基準額）

及び低入札価格調査基準価格の算出方法の改正について（お知らせ）

建設工事の入札における最低制限価格（変動型最低制限価格制度における最低制限価格基準額）及び低入札価格調査基準価格については、下記のとおりとします。

記

1 改正内容

一般管理費の算入率を「55%」から「**68%**」とする。

2 算出方法

項目	改正前	改正後
最低制限価格（変動型最低制限価格制度における最低制限価格基準額）の範囲（低入札価格調査基準価格を含む）	10分の7.5から 10分の9.2まで	同左
最低制限価格（変動型最低制限価格制度における最低制限価格基準額）の算出方法（低入札価格調査基準価格を含む）	<ul style="list-style-type: none">・直接工事費^注 × 97%・共通仮設費 × 90%・現場管理費^注 × 90%・一般管理費 × 55% 上記の合計額（スクラップ処分益が計上されている場合は、上記の合計額からスクラップ処分益を控除した額） × 1.10	<ul style="list-style-type: none">・直接工事費^注 × 97%・共通仮設費 × 90%・現場管理費^注 × 90%・一般管理費 × 68% 上記の合計額（スクラップ処分益が計上されている場合は、上記の合計額からスクラップ処分益を控除した額） × 1.10

注) 建築・設備工事の算出方法

直接工事費に含まれる現場管理費相当額（10%）を現場管理費に振り替えて算出

3 適用日

令和4年4月1日以降に入札公告及び指名通知を行う工事から適用する。

（問合せ先）

金沢市総務局監理課 工事契約係

電話：076-220-2101

FAX：076-220-2097